

国指定天壳島鳥獸保護区
更新計画書

平成 23 年 10 月 1 日
環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定天売島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道苫前郡羽幌町所在の天売島の区域（暑寒別天売焼尻国定公園の普通地域内所在の地先岩礁を含む。）

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 43 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、羽幌港から西北西約 28km の海上に位置する天売島全域と周辺の岩礁から構成されている。

天売島は、東西に楕円の形をした周囲 12km、人口約 400 人の小さな島である。島の北西部一帯は断崖絶壁が連なり、その崖地岩棚及び上部斜面は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のウミガラスの他、絶滅危惧 I A 類のウミスズメ、絶滅危惧 II 類のケイマフリ、ウトウ等 8 種類計約 60 万羽に及ぶ海鳥の重要な繁殖地となっている。

また、天売島は北海道の北部日本海側に位置する離島であることから、大陸と日本を往来する渡り鳥の主要なルートにもなっており、これまでに国内確認種の約半数にあたる 283 種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域は海鳥の集団繁殖地及び渡り鳥の休息地として重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、ウミガラスを始めとする海鳥の保護と繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努め

る。

3) 鳥類の生息・繁殖環境を適切に保護するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

天売島は、絶滅危惧種ⅠA類のウミガラスやウミスズメの国内で唯一の繁殖地であり、絶滅危惧Ⅱ類のケイマフリの数少ない繁殖地の1つとなっている。また、世界最大級のウトウの集団繁殖地であり、大陸と日本を往来する渡り鳥の主要な休息地にもなっていることから、引き続き鳥獣保護区を設定する必要がある。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 551ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 317ha

農耕地 65ha

水面 - ha

その他 169ha

イ 所有者別内訳

国有地 128ha

国有林	林野庁所管	- ha	制限林	- ha	保安林	- ha	
	その他	- ha		普通林		- ha	砂防指定地
国有林以外の国有地	財務省所管	103ha					
	農林水産省所管	0ha					
	国土交通省所管	4ha					
	不明（国有未開地）	21ha					
地方公共団体有地	道有地	6ha					
	町有地	160ha					
私有地等	257ha						
公有水面	- ha						

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	546ha	特別保護地区	117ha
名称（暑寒別天売焼尻国定公園）		特別地域	200ha
		普通地域	229ha
文化財保護法による地域			117ha
名称（国指定天然記念物 天売島海鳥繁殖地）			

5 更新区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

天売島は、北海道北西部の日本海側、羽幌港から西北西約 28km の沖合に位置している。当該区域は、天売島全域と周辺の岩礁から構成されている。

イ 地形、地質等

天売島は、西海岸および西北海岸には海食地形が発達し 100m を超える断崖絶壁が連なっている。一方、東南海岸は緩やかな平地である。これは島を構成する中新世の天売島火山岩類がわずかに東南に傾斜し、西北方向からの強い季節風によるところが大きい。西南部は、火山角礫岩・複輝石安山岩が露出し、上・中・下部の安山溶岩流と、これらを分ける上下二枚の火山角礫岩層により形成され、下部の火山角礫岩層は灰白色を呈しており、10～20m の層厚で海食崖に露出している。

ウ 植物相の概要

森林は、山火事等による森林荒廃後に再生した二次林である。島の北端にあたるゴメ岬周辺の海岸草原（ナガバキタアザミートウゲブキ群落）が発達しているが、この付近の沢地形に残る林分は、ヒロハノキハダーオオブキ群落でイタヤカエデもみられる。島の西端部分は低木の散在するオオイタドリ群落である。西端部分の沢沿いの林分構成はミズナラをはじめとし、ヒロハノキハダ、イタヤカエデ、ナナカマド、ホオノキ、ヤマグワ、イチイ等である。

エ 動物相の概要

鳥類は 53 科 283 種が確認されている。日本海を北上・南下する海鳥が天売島沖を多数通過するほか、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類の

ケイマフリ、絶滅危惧ⅠA類のウミガラス、絶滅危惧ⅠA類のウミスズメなど8種の海鳥が繁殖し、ウトウの世界最大級の繁殖地となっている。

また、海鳥以外にも絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物に指定されており、絶滅危惧Ⅱ類のオオワシ、絶滅危惧ⅠB類のオジロワシをはじめ、国内希少野生動植物種で準絶滅危惧のオオタカ、国内希少野生動植物種で絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、天然記念物で準絶滅危惧のマガン及び天然記念物で絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイなどが確認されている。

獣類は、ゴマフアザラシのほか、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表参照

イ 獣類 別表参照

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 施設整備に関する事項

(1)鳥獣保護区用制札 3本

(2)特別保護地区用制札 5本

(3)案内板 1基

別表

ア.鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	アビ科	アビ	
		オオハム	
		シロエリオオハム	
		ハシジロアビ	
【カイツブリ目】	カイツブリ科	カイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		ミミカイツブリ	
		アカエリカイツブリ	
		カンムリカイツブリ	
【ミズナギドリ目】	ミズナギドリ科	フルマカモメ	
		アカアシミズナギドリ	
		ハイイロミズナギドリ	
		ハシボソミズナギドリ	
	ウミツバメ科	ハイイロウミツバメ	
【ペリカン目】	ウ科	カワウ	
		○ ウミウ	
		○ ヒメウ	EN
	グンカンドリ科	コグンカンドリ	
【コウノトリ目】	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN
		ヨシゴイ	NT
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
	アオサギ		
	トキ科	ヘラサギ	DD
【カモ目】	カモ科	<u>マガン</u>	NT、国天
		<u>ヒシクイ</u>	VU、国天
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オシドリ	DD
		マガモ	
		カルガモ	
		○ コガモ	
		ヨシガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		ハシビロガモ	
		キンクロハジロ	
		ホシハジロ	
		スズガモ	
		コケワタガモ	
		クロガモ	
		ビロードキンクロ	
		○ シノリガモ	
		コオリガモ	
		ホオジロガモ	
		ミコアイサ	
		○ ウミアイサ	
【タカ目】	タカ科	ミサゴ	NT
		○ トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国内希少、EN、国天
		<u>オオワシ</u>	国内希少、VU、国天
		<u>オオタカ</u>	国内希少、NT
		ツミ	
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		オオノスリ	
		ノスリ	
		ハイイロチュウヒ	
		マダラチュウヒ	
		チュウヒ	EN
	ハヤブサ科	シロハヤブサ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		<u>ハヤブサ</u>	国内希少、VU
		チゴハヤブサ	
		アカアシチョウゲンボウ	
		チョウゲンボウ	
		コチョウゲンボウ	
【キジ目】	キジ科	ウズラ	NT
		コウライキジ	
【ツル目】	ツル科	<u>ナベヅル</u>	国際希少、VU
		カナダヅル	
	クイナ科	ヒクイナ	VU
		シロハラクイナ	
		オオバン	
【チドリ目】	チドリ科	コチドリ	
		イカルチドリ	
		メダイチドリ	
		ムナグロ	
		タゲリ	
	シギ科	キョウジョシギ	
		トウネン	
		オジロトウネン	
		ヒバリシギ	
		ハマシギ	
		サルハマシギ	
		<u>アカアシシギ</u>	VU
		コアオアシシギ	
		アオアシシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		メリケンキアシシギ	
		キアシシギ	
		イソシギ	
		ソリハシシギ	
		チュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オオジシギ	NT
		コシギ	
	セイタカシギ科	<u>セイタカシギ</u>	VU
	ヒレアシシギ科	ハイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ科	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	トウゾクカモメ科	クロトウゾクカモメ	
		トウゾクカモメ	
	カモメ科	ユリカモメ	
		セグロカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	
		○ ウミネコ	
		ミツユビカモメ	
		アカアシミツユビカモメ	
		クロハラアジサシ	
		アジサシ	
		<u>コアジサシ</u>	国際希少、VU
	ウミスズメ科	<u>ウミガラス</u>	国内希少、CR
		ハシブトウミガラス	
		○ <u>ケイマフリ</u>	VU
		マダラウミスズメ	DD
		<u>ウミスズメ</u>	CR
		エトロフウミスズメ	
		シラヒゲウミスズメ	
		コウミスズメ	
		ウミオウム	
		ウトウ	
		<u>エトピリカ</u>	国内希少、CR
【ハト目】	ハト科	○ キジバト	
		アオバト	
【カッコウ目】	カッコウ科	ジュウイチ	
		カッコウ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ツツドリ	
		ホトトギス	
【フクロウ目】	フクロウ科	シロフクロウ	
		トラフズク	
		コミミズク	
		コノハズク	
		オオコノハズク	
		アオバズク	
		フクロウ	
【アマツバメ目】	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	
		○ アマツバメ	
		ヒマラヤアマツバメ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	ヤマショウビン	
		カワセミ	
	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	EN
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	
【キツツキ目】	キツツキ科	アリスイ	
		○ アカゲラ	
		コアカゲラ	
		コゲラ	
【スズメ目】	ヒバリ科	ヒメコウテンシ	
		コウテンシ	
		ヒバリ	
	ツバメ科	ショウドウツバメ	
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ科	ツメナガセキレイ	
		キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		セグロセキレイ	
		マミジロタヒバリ	
		ヨーロッパピンズイ	
		ピンズイ	
		セジロタヒバリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ムネアカタヒバリ	
		タヒバリ	
	サンショウクイ科	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	モズ科	チゴモズ	GR
		○ モズ	
		アカモズ	EN
		オオモズ	
		オオカラモズ	
	レンジャク科	キレンジャク	
		ヒレンジャク	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	イワヒバリ科	イワヒバリ	
	ツグミ科	コマドリ	
		シマゴマ	
		ノゴマ	
		コルリ	
		ルリビタキ	
		ジョウビタキ	
		○ ノビタキ	
		ハシグロヒタキ	
		セグロサバクヒタキ	
		サバクヒタキ	
		イソヒヨドリ	
		ヒメイソヒヨ	
		トラツグミ	
		マミジロ	
		カラアカハラ	
		クロツグミ	
		アカハラ	
		シロハラ	
		マミチャジナイ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	ヤブサメ	
		○ ウグイス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ エゾセンニュウ	
		シマセンニュウ	
		マキノセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		オオヨシキリ	
		キマユムシクイ	
		カラフトムシクイ	
		メボソムシクイ	
		ムジセツカ	
		エゾムシクイ	
		センダイムシクイ	
		ククイタダキ	
	ヒタキ科	マミジロキビタキ	
		キビタキ	
		ムギマキ	
		オジロビタキ	
		オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
	エナガ科	エナガ	
	シジュウカラ科	ヒガラ	
		ヤマガラ	
		シジュウカラ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	メジロ科	メジロ	
		チョウセンメジロ	
	ホオジロ科	シラガホオジロ	
		ホオジロ	
		シロハラホオジロ	
		ホオアカ	
		コホオアカ	
		キマユホオジロ	
		カシラダカ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ミヤマホオジロ	
		シマアオジ	CR
		シマノジコ	
		ノジコ	NT
		○ アオジ	
		クロジ	
		オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
	アトリ科	アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	
		ベニヒワ	
		コベニヒワ	
		ハギマシコ	
		アカマシコ	
		オオマシコ	
		ギンザンマシコ	
		イスカ	
		ベニマシコ	
		ウソ	
		コイカル	
		イカル	
		シメ	
	ハタオリドリ科	ニューナイスズメ	
		○ スズメ	
	ムクドリ科	ギンムクドリ	
		シベリアムクドリ	
		○ コムクドリ	
		ホシムクドリ	
		ムクドリ	
	コウライウグイス科	コウライウグイス	
	カラス科	カササギ	
		ホシガラス	
		ニシコクマルガラス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		コクマルガラス	
		ミヤマガラス	
		○ ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
		ワタリガラス	
合計	17 目	53 科	283 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	オオアシトガリネズミ	
【ネコ目】	アザラシ科	ゴマフアザラシ	
【ネズミ目】	ネズミ科	エゾヤチネズミ	
合計	3 目	3 科	3 種

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成 14 年 7 月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

国特天:国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成 18 年、環境省)(ア. 鳥類)

レッドリスト(平成 19 年、環境省)(イ. 獣類)

CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧

DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。